

倉庫の浸水率に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 V 編

改正事項

倉庫の浸水率に関する事項

改正理由

国際満載喫水線条約において、損傷時復原性計算における区画の浸水率については 0.95 を想定するよう規定されているものの、“Store Space” に対する浸水率が明記されていなかった。

このため IACS は、2008 年 9 月に国際満載喫水線条約の要件において想定する“Store Space” の浸水率を 0.95 と明示すべく統一解釈 LL75 を採択した。

今般、IACS 統一解釈 LL75 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

国際満載喫水線条約で要求される損傷時復原性計算においては、倉庫に対して想定する浸水率を 0.95 と規定した。